

議案第23号

令和2年度社会福祉法人むつみ福祉会事業計画（案）

スローガン

「暮らしやすい嬉野地域に貢献する取り組みをすすめる。」

運営理念

- 住み慣れた地域で、安心して暮らしていただける場を提供します。
- 一人一人が、その人らしい充実した日々を、健やかに、おだやかに過ごせるサービスを提供します。
- 地域や家族との結びつきを大切にします。

上記のスローガンや運営理念に基づき、また平成29年度に承認された中期計画を基に3年目を迎える令和2年度の事業計画を樹立しました。

この中期計画を推進する時、(別図1) <P8>のようなイメージ図を想定し、進むべき方向への道しるべとして、次のような事業を計画しました。

I、地域と法人

地域と法人の関係は、「つながり」を持つため、信頼のある地域に必要とされる法人にするため、やさしさあふれる地域協力をすすめます。具体的には、介護教室や、地域防災協定をとおして地域の方々との「つながり」を深めます。

1、介護教室

この教室の内容は、地域・職員の状況変化に伴いながら実施してまいりました。この交流の主旨を尊重してこれからも継続して取り組んでいきます。

今年度も、年2回実施予定であり、6月は、高齢化社会の中で、家族に介護者の役割分担の理解を深めるための学習として、医師の講演や相談を実施します。12月は、恒例行事になった「もちつき大会」は、お休みにして、地域との防災訓練を実施し、地域の方々との交流事業として実施します。また、平成30年8月から実施している「むつみカフェ」は、引き続き実施し、地域との距離を近づけていきます。

2、地域防災協定

平成28年6月26日に、中原地区自治会と協定書を締結しました。その内容は、中原地区内において台風等で避難所が開設されたときに介護の必要な方が避難された場合、宿泊、排せつ等の介護力を提供させていただきます。また、むつみ園が火災・水害等で利用者の避難に対して地域の方々の協力をお願いする旨の協定となっています。

課題は、自治会長が2年程度で変わってしまうため、防災協定の趣旨や内容について、台風シーズン前に自治会長と連絡調整をしながら周知してまいります。

Ⅱ、地域と施設

「地域で豊かな暮らしを支援」

地域は、家族の集合体と考えた場合、家族と施設の「つながり」を考え、その中で施設として支援します。家族構成は多種多様であり、その中で高齢者を抱える家族では、介護が必要となったときにおいて、介護制度がわからないで困っている家族もあると推察します。そのために、当法人としては、民生委員や公民館とのつながりを深め、居宅介護支援センターを中心にかかわっていくことで、制度等の理解を深めていきます。そして、各施設（グループホーム、デイサービス、特養）では、質の高いサービスを提供できるように取り組んでいきますし、そのことを感じていただけるために、広報（たより）やホームページ等でその内容を紹介し、むつみ園を選択していただける施設づくりを目指していきます。利用者で、100歳（本年は、大正9年生）となられる方に対して、法人として祝意を表し、記念品を贈呈します。（資料1）＜P9＞

1、各施設

① グループホームむつみ園（定数9名）・あゆみ園（定数9名）

「重点目標」

利用者が満足して生活できる環境づくりに取り組んでいきます。

- 良質なサービスの提供、地域との関わりを大切にしたい、グループホームとし、利用者が、毎日毎日有意義に生活ができるように努めます。
- 利用者・利用者家族の満足度の向上を目標とし、職員の教育等に力を入れ質の向上を図ります。
- 安全・安心で笑顔あふれる生活が毎日過ごせるように、利用者の残存能力を生かした生活を大切にするとともにきめ細やかなサービスの提供をできるよう努力します。
- 職員が働きやすい職場作りを目指すとともに、ハラスメント、防災対策等の対策にも取り組んでいきます。

☆年間行事（別表1）及び職員年間研修計画（社外別表2・社内別表3）

＜10＞

＜P10・11＞

② デイサービスセンターむつみ園（定数30名）

「重点目標」

平成28年7月1日に、新施設に移転してから4年目を迎え、利用者も旧施設当時よりも増えた状況で運営しています。利用者が「むつみ園に来てよかった」と心から言っただけのような施設づくりに努めます。

そのためには

- 利用者や利用者家族からの意見や要望に対して必要に応じて迅速に対応できる体制作りを目指します。
- 職員の質とサービスの向上を図るため、各種研修会等の参加や資格取得に向けての支援を強化します。

○ボランティアの受入れや職場体験、実習等とおして施設の実態を理解していただくとともにその人たちから施設の紹介がされるような施設を目指します。

☆年間行事（別表1）及び職員年間研修計画（社外別表2・社内別表3）

③ 居宅介護支援センター

「重点目標」

令和2年度は地域の高齢者の方々の居宅介護支援を柔軟に受け入れていきます。住み慣れた地域で安心して生活が行えるよう支援してまいります。地域包括支援センターの研修等に参加し、居宅介護支援専門員が抱える問題等をあらゆる方向から検討し解決できる力を身に付けてまいります。

○令和元年12月1日現在介護度別利用者数

単位：人

介護度別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他	計
利用者数	5	13	28	36	15	8	4	0	109

④ 小規模特別養護老人ホームむつみ園（定数29名）

「重点目標」

入居者が満足して生活できる環境づくりに取り組んでいきます。

○入居者一人一人が、その人らしい充実した日々を健やかに、過ごせるようなサービスを提供します。

○安全安心で笑顔あふれる生活が毎日過ごせるように、入居者の残存能力を生かした生活をたいせつにするようにします。

○地域密着施設として役割を果たすために、地域や家族との結びつきを大切にします。

○入居者が安心して生活していただけるために職員の介護技術の向上を図り、一人一人が望まれている生活が送れるように支援します。

☆年間行事（別表1）及び職員年間研修計画（社外別表2・社内別表3）

⑤ むつみカフェ

旧デイ跡地利用の方法をこの2年間検討してまいりましたが、居宅介護支援の事業を拡大・充実させるため、ケアマネージャーを増員、充実のため、事務所に改造しました。

同室で、昨年立ち上げました「むつみカフェ（相談事業）（毎月第2水曜・第4水曜）」を継続して事業を進めると同時に周知に力を注ぎたいと考えています。

⑥ 第五ときわっ子・第五ときわっ子 Jr

実施場所：松阪市久保町276 第5小学校敷地内

根拠法令：児童福祉法第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業

目的：児童の安全と健康に留意し、楽しい集団生活を通じて個性を尊重しつつ豊かな人間性を育てる。

運営主体：第五ときわっ子保護者会

運営委託：社会福祉法人むつみ福祉会

令和2年度 事業計画書

月	内 容	集金日
4	保護者会、運営委員会、役員会	
5	保護者会、運営委員会、役員会	
6	保護者会、運営委員会、役員会、防犯訓練（不審者）	
7	役員会	
8	運営委員会、役員会、夏祭り、避難訓練	
9	役員会	
10	運営委員会、役員会	
11	役員会	
12	保護者会、運営委員会、役員会、クリスマス会	
1	役員会	
2	保護者会、運営委員会、役員会	
3	運営委員会、役員会、避難訓練、お別れ会	

⑦ 認定生活困窮者就労訓練事業

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく就労訓練事業で、例えば、ひきこもりの状態にあるもしくはあった者又はニートの者、長期間失業状態が続いている者が対象として、本人の状況に応じ、適切な配慮の下、生活困窮者に就労の機会を提供しつつ就労に必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行おうとするもので、本年度から新規事業として取組むものです。

Ⅲ、法人と施設

法人と施設の関係は、表裏一体の関係にあります。

福祉は、マンツーマンの仕事が主となっています。むつみ園は、地域の労働力を必要として大切にしています。

むつみ園で働く職員の職場環境の整備や働きやすい環境づくりに努めています。

このことは、第2期（後段）中期計画（平成30年～令和5年）に定めています。

1、働く人のチャレンジと成長を支える組織

(1) 「職員が生き生きと働ける風土」

- ア、職員の多様な働き方を推進
- イ、職員満足度の高い職場
- ウ、法人内外の活発な交流・研修
- エ、働く人の心身健康増進の取り組み

(2) 「働く人が成長できる組織」

- ア、戦略的なジョブローテーション（いろんな経験）の稼働と定着
- イ、職員のキャリアパスの確立（専門職制度の確立）
- ウ、法人内外研修の充実

(3) 「チャレンジする組織」

- ア、女性管理職の積極的登用
- イ、横断的なプロジェクトチームの確立
- ウ、法人戦略を担う職員の確保 ⇒ 「法人戦略プロジェクト」の創設

2、働く生きがい

- ア、労働者としての働く権利を保障
- イ、働きがいある仕事の実現
- ウ、地域における就労支援の役割

3、一人一人

- ア、社会において、主体的な自己実現、社会参加できる環境
- イ、専門的技術者の取得支援
- ウ、やりがいと生きがいをもって仕事ができる環境
- エ、仕事を活かして、やりがいのある活動支援

以上の中期計画をベースに取り組みます。具体策としては、

1 人員配置計画

職員と利用者（入居者）との信頼関係を進める観点から、昨年度に引き続き、職員を固定化、専門化するとともに将来各施設の中核となる職員を育成することに努めます。

- (1) 各施設の主任、リーダーやそれに準ずるものに対しては、異動により他の施設の実務経験を通して、将来施設の長としての基礎固めができるよう配慮していきます。

2 職員健康管理計画

職員全員が健康維持に十分留意し、仕事に集中できるような体調、精神状態を保つことができるよう配慮します。

(1) 職員健康診断

全職員対象に「松阪健診センター」へ委託し、5月・11月に健康診断を実施し、夜間勤務対象者は、年2回を計画しています。また、衛生推進委員を2名（施設

長・看護師) 選任し、職員の健康保持に努めます。

(2) 福利厚生

年次有給休暇の消化促進に配慮します。

(1日及び半日単位でなく、1時間単位での有給も認めています。)

昨年7月から加入した、松阪市勤労者サービスセンターの事業活用を促進します。

3 危機管理

(1) 防災訓練

消防法で定められた定期的な防災訓練を実施します。法人独自には夜間に火災が発生した場合を想定した訓練や、地域の方の協力を得た(地域の主催する訓練)防災訓練にも積極的に参加します。

また、令和元年度から、新たに水防法が改正され、特養老人ホームが浸水区域となりましたので、水防法による訓練も実施することになりました。

また、平成26年に購入したAED「Automated External Defibrillator」(自動体外除細動器)も、職員が研修し、利用者はもとより、地域の方々にも利用していただけるよう本年も啓発します。

(2) 利用者の事故防止

介護サービス提供中に事故(転倒防止、感染症等)が発生しないように、職員全員が常日頃から発生の防止と予防につとめます。発生した場合には、その処置の万全を尽くすと共に善後策を講じ、カンファレンスを開催し、再発防止に努めます。そのアクシデントについては、従来どおり包み隠さず運営推進会議に公表し、職員の意識高揚に努めます。

(3) 交通安全対策

最近、あおり運転等に、ドライブレコーダーの効果が謳われています。当法人も軽トラを除く法人車全車にドライブレコーダーを設置しました。特にデイサービスの送迎車には、効果があるものと期待しています。

IV、健全でタフな財政基盤の構築

(1) 「事業が継続可能となる安定した財源の確保」

ア、各事業における収益目標の具体的な設定

イ、各事業の業務分析による固定費削減目標の設定

(2) 「戦略的投資ができる財務体質」

ア、将来の新規事業のための財源の確保

イ、採用・人材開発への積極的な投資

(3) 「職員一人一人が財務への興味を持つ」

ア、財務に関する勉強会や研修の開催

イ、各事業所の財務状況について進捗管理を確実に進める。

(4) 新設事業「第2デイサービス（仮称）」について

松阪市嬉野算所町505番地に既存の（現志摩市阿児町鶴方1980番地 NPO 法人ふくし・みらい研究会）建物である建築物及び土地を取得し、第2デイサービスセンター（仮称）を運営いたしたい。

現在、所有者と交渉中であります。後日理事会、評議員会に諮り進めてまいりたい。